

京都市美観風致審議会と専門小委員会について

京都市美観風致審議会（以下「審議会」という。）の審議事項は、景観計画の変更や景観地区の指定等多岐に及びますが、これまでから、個別の建物や屋外広告物等に関する許認可、指定等の専門の事項を審議するため、「景観」、「広告物」、「景観重要建造物・樹木」の3つの専門小委員会を設置しています。^{注1}

専門小委員会は、それぞれ会長の指名する5名以上の委員で組織することとしており^{注2}、審議会への諮問事項は、専門小委員会の決議をもって審議会の決議とすることとしています。^{注3}

各専門小委員会で審議する主な事項は、以下のとおりです。^{注4}

<各専門小委員会で審議する主な事項>

(1) 景観専門小委員会

個別の建築計画等に対する許認可について審議します。

- ア 風致地区内の行為の許可（大規模な建築物の新築等）
- イ 景観地区内における建築物の認定の特例
- ウ 眺望空間保全区域内における行為の許可

(2) 広告物専門小委員会

個別の屋外広告物等の許可や指定について審議します。

- ア 車両等に表示する屋外広告物等の許可
- イ 優良屋外広告物の指定

(3) 景観重要建造物・樹木専門小委員会

個別の建造物や樹木の指定、指定を受けた建造物の現状変更許可について審議します。

- ア 景観重要建造物・樹木の指定
- イ 景観重要建造物の現状変更の許可

※ 専門小委員会でなされた決議は、その決議がなされた委員会後初めて開かれる審議会では報告します。^{注5}

（参考）根拠条文

- 注1 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第6条第1項
京都市美観風致審議会規則第5条第1項
- 注2 京都市美観風致審議会規則第5条第2項
- 注3 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第6条第2項
- 注4 専門小委員会の決議をもって審議会の決議とする事項について（決議）
- 注5 京都市美観風致審議会規則第6条第5項
京都市美観風致審議会の運営に関する規程第2条

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、市長の附属機関にあつては別表第1、教育委員会の附属機関にあつては別表第2のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（秘密を守る義務）

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

別表第 2（第 2 条関係） ※抜粋

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市美観風致 審議会	市街地の美観及び都市の風致の維持、伝統的建造物群の保存その他都市景観の維持及び向上に関する事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20 人以内	2 年

京都市美観風致審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例(以下「条例」という。)

第 8 条の規定に基づき、京都市美観風致審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第 2 条 条例第 3 条に規定する市長が適当と認める者として、関係行政機関の職員のうちから委嘱する委員の数は、4 人以内とする。

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係がある特別委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門小委員会)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査し、及び審議させるため、条例第 6 条第 1 項に規定する部会として、次に掲げる専門小委員会を置く。

(1) 景観専門小委員会

(2) 広告物専門小委員会

(3) 景観重要建造物・樹木専門小委員会

2 専門小委員会は、会長の指名する委員 5 人以上をもって組織する。

3 専門小委員会ごとに委員長を置く。

4 委員長は、その専門小委員会に属する委員の互選により定める。

5 委員長は、その専門小委員会の事務を掌理する。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門小委員会の招集及び議事)

第 6 条 専門小委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの専門小委員会は、会長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 専門小委員会は、当該専門小委員会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 専門小委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、専門小委員会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市計画局において行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

京都市美観風致審議会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市美観風致審議会規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、京都市美観風致審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

2 審議会の運営については、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）、規則その他別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(審議会への報告)

第2条 規則第6条第5項の規定による審議会への報告は、条例第6条第2項の規定による決議を行った専門小委員会後初めて開かれる審議会に、専門小委員会決議報告書（第1号様式）を提出して行うものとする。

(諮問の様式)

第3条 京都市市街地景観整備条例、京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例、京都市屋外広告物等に関する条例、京都市伝統的建造物群保存地区条例、京都市風致地区条例、京都市風致地区条例施行規則、京都市自然風景保全条例、京都市眺望景観創生条例、京都市景観整備機構の指定等に関する規則、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）景観地区の計画書及び京都市歴史的風致維持向上計画の策定及び実施等に関する要綱の規定により、審議会に諮り、又は審議会の意見を聴くときは、諮問書（第2号様式）に必要な説明資料を添えて提出するものとする。

(答申の方式)

第4条 審議会が市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議した結果を市長又は教育委員会に通知するときは、答申書（第3号様式）により通知するものとする。

(会議録)

第5条 審議会又は専門小委員会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 審議会を開催した日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 議事の概要

(会議の公開)

第6条 審議会又は専門小委員会の会議及び前項の規定による会議録は、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定により、原則として公開とする。ただし、審議内容が、京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当すると出席委員の過半数が認める場合は、非公開とする。

平成24年12月17日制定

平成26年 4月 1日改正

平成28年 4月 1日改正

令和 3年 1月15日改正

専門小委員会の決議をもって審議会の決議とする事項について（決議）

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第6条第2項の規定に基づき専門小委員会の決議をもって審議会の決議とする事項は、次に掲げる事項とする。ただし、専門小委員会の委員長が本市の景観に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(1) 景観専門小委員会

- ア 京都市市街地景観整備条例第51条第7号及び同条第9号（計画を当初に定めるときを除く。）に規定するもの
- イ 京都市風致地区条例第1条の2第3項に規定するもの（計画を当初に定めるときを除く。）並びに京都市風致地区条例施行規則第2条及び第7条第3項に規定するもの
- ウ 京都市自然風景保全条例第6条第3項に規定するもの（計画を当初に定めるときを除く。）及び第13条に規定するもの
- エ 京都市伝統的建造物群保存地区条例第3条第5項に規定するもの
- オ 京都市眺望景観創生条例第13条第1項に規定するもの
- カ 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）景観地区の計画書に規定する景観地区における建造物の形態意匠の認定の特例及びただし書きに規定する京都市美観風致審議会が定める要件に適合する建築物の決定又は変更
- キ 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例第14条第2項の規定に基づき美観風致審議会の意見を聴取するもの

(2) 広告物専門小委員会

京都市屋外広告物等に関する条例第11条第2項及び第3項、第25条第2項、第32条第2項並びに第34条の5第2項及び第3項に規定するものに関すること。

(3) 景観重要建造物・樹木専門小委員会

- ア 京都市市街地景観整備条例第51条第2号に規定するもの
- イ 京都市市街地景観整備条例第51条第3号に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可
- ウ 京都市市街地景観整備条例第51条第10号に規定するもの